

令和6年度和歌山県宿泊施設誘致促進アドバイザー業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

近年、全国的に富裕層旅行者を受け入れる高級宿泊施設が不足している。このことは、和歌山県も例外ではなく、和歌山県へ旅行を検討している富裕層の獲得機会の喪失に繋がっている。そこで本県は、ホスピタリティ分野に関する高度な専門性を有するアドバイザーの助言及びアドバイザーが持つ広いネットワークのもと収集した情報を活用し、国内外のホテル事業者や投資家等に対して、高級宿泊施設の誘致活動を行う。また、経営破綻した宿泊施設は権利関係が混乱し、営業再開が困難になるという課題があるため、アドバイザーの助言をもとに、既存宿泊施設への持続可能な運営の支援を行う。

については、本事業の業務委託事業者（アドバイザー）を選定するため、企画提案募集を行う。

2 事業内容

- (1) 業務名称
令和6年度和歌山県宿泊施設誘致促進アドバイザー業務
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 見積限度額
6,600,000円（消費税及び地方消費税含む。契約上限額）
- (4) 業務期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）
- (5) 委託契約書
選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 委託業者選定方針

- (1) 仕様書に定める業務内容を満たす事業の実施が可能な者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

4 委託業者選定方法

- (1) 上記3に合致する者を選定するため、プロポーザル審査会を実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。
- (2) 提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託候補者として選定する。
- (3) (2)で選定された委託候補者と企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し、契約を締結する。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において評価が次点の者と協議する。

5 参加資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とし、単独で本事業を実施するほか、複数の団体により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する団体（以下「構成団体」という。）のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

コンソーシアムにより構成された団体の構成員は、別のコンソーシアムにより構成された団体の構成員となり、又は、単独で応募することはできない。また、コンソーシアムにより構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも参加資格を満たさないときは、当該コンソーシアムは審査の対象外とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

6 参加対象資格に係る提出書類

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 提案者の概要書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 役員等に関する調書（様式3）
 - ④ 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）
 - ⑤ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ⑥ 印鑑登録証明書
 - ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ⑧ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ⑨ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し
- (2) 提出書類の留意事項
 - ① **正本1部**を提出すること。＜持参・郵送＞
 - ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ③ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

(3) 提出期限：令和6年3月14日（木）17：00まで

7 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式4）を提出すること。〈持参・郵送・メール〉

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式5）を提出すること。〈メール〉

(1) 提出期限：令和6年3月7日（木）17：00まで

(2) 質問に対しては、原則として書面（メールを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課サービス産業立地室での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、企業立地課サービス産業立地室の担当者による口頭による回答のみとすることができる。

8 企画提案書について

(1) プロポーザル参加者は、下記の内容にかかる「企画提案書（様式任意）」を作成の上、7部（正本1部・副本6部）を提出すること。〈持参・郵送・宅配〉

(ア) 別添仕様書をもとに、業務内容の(1)～(6)について提案すること。

(イ) 企画提案書には、下記の内容を必ず盛り込むこと。

① 業務実績・経験

本業務を実施するにあたり、事業者及び担当者のアピールできる資格・実績・経験等を記載すること。

※記載する業務経験については、守秘義務の観点から関係者や個別案件名等を伏せることを妨げないが、どのような業務経験を有するのかが分かるよう適宜記載を工夫すること。

② 業務実施方針

本業務の遂行にあたっての重要となる視点やポイント等を示し、本業務を的確かつ円滑に進める上での方針を提案すること。

③ 独自提案・強み等

仕様書の業務内容以外に、本業務を遂行するにあたって有効となる提案や提案者の強み等を記載すること。

(ウ) 企画提案書は、日本工業規格A4又はA3（A3サイズは折り込み添付）とし、オールカラーで作成すること。

(2) 見積書（様式任意 ※少なくとも次の①～④を明記すること）7部（正本1部・副本6部）を提出すること。

① 積算内訳の詳細

② あて先「和歌山県知事 岸本 周平」

③ 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載

※見積額が上記2（3）の予算上限額を超えた場合は失格とする。

※出張に要する費用については、見積額に含まないものとし、本委託事業費とは別途、県職員の旅費規定に準じた相当額を支払うこととする。

(3) 企画提案書・見積書提出期限：令和6年3月14日（木）17：00まで

9 プロポーザル審査会の実施

開催日：令和5年3月22日（金）（予定）

※時間及び場所については、プロポーザル参加表明書提出事業者に対し、別途通知する。

10 審査方法

- (1) 企画案の審査は、別途設置する審査会において行う。
- (2) 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は見積額を参考に契約候補者を選定する。ただし、提案者が1社の場合、提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を契約候補者として選定する。

11 失格事由

提案者に下記の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に応募事案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 契約

(1) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ③ その他、和歌山県財務規則第93条の規定によるとき。

(2) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- ① 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合。
- ② 事業者に重大な瑕疵がある場合。
- ③ 業務遂行の意思が認められない場合。
- ④ 業務遂行能力がないと認められる場合。
- ⑤ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合。

13 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。
- (2) 書類等の提出方法が郵送の場合は、書留必着とする。
- (3) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、当方との協議のうえ、委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (5) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。
- (6) 業務上発生する未確認事項については、別途当方と協議すること。
- (7) この公募型プロポーザルによる契約の締結は、当該契約に係る令和6年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公募型プロポーザルは無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公募型プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

1.4 各関係書類提出場所

担当課：和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課サービス産業立地室

担 当：榎本、川崎

住 所：〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

電 話：073-441-2746

E-mail：enomoto_s0022@pref.wakayama.lg.jp

1.5 スケジュール

- (1) プロポーザル参加表明書及び質問票
【申 込 期 限】 令和6年3月7日（木）17：00まで
- (2) プロポーザル提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類
【提 出 期 限】 令和6年3月14日（木）17：00まで
- (3) プロポーザル審査会
【開 催 日】 令和6年3月22日（金）（予定）
※時間及び場所については、プロポーザル参加表明書提出事業者に対し、別途通知する。
- (4) 決定通知
【決 定 通 知】 プロポーザル審査会后1週間程度